No.1

令和７年３月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目　　次

議案第　２号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……１頁

議案第　３号　戸田市公文書管理条例……４頁

議案第　４号　戸田市職員の修学部分休業に関する条例……２０頁

議案第　５号　戸田市文化芸術推進条例……２２頁

議案第　６号　戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……２６頁

議案第　７号　戸田市情報公開条例等の一部を改正する条例……２７頁

議案第　８号　戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……３１頁

議案第　９号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例……３２頁

議案第１０号　戸田市中小企業振興条例の一部を改正する条例……３６頁

議案第１１号　戸田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……３７頁

議案第１２号　戸田市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例……３８頁

議案第１３号　戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……４０頁

議案第１４号　戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例……４１頁

議案第１５号　戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例……４２頁

議案第１６号　戸田市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例……７０頁

議案第１７号　戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……７３頁

議案第１８号　戸田市下水道条例の一部を改正する条例……７４頁

議案第１９号　戸田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例……７５頁

議案第２０号　戸田市国民健康保険高額療養費資金貸付条例及び戸田市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例……７６頁

議案第２１号　令和６年度さくら川護岸整備工事請負変更契約について……７７頁

議案第２２号　損害賠償の額を定めることについて……７８頁

議案第２３号　市道路線の認定について……７９頁

議案第２４号　令和６年度戸田市一般会計補正予算（第９号）……別冊 No. ２

議案第２５号　令和６年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）……別冊 No. ２

議案第２６号　令和６年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算（第３号）……別冊 No. ２

議案第２７号　令和６年度戸田市海外留学奨学事業特別会計補正予算
（第１号）……別冊 No. 2

議案第２８号　令和６年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
補正予算（第４号）……別冊 No. 2

議案第２９号　令和６年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第３号）……別冊 No. 2

議案第３０号　令和６年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
補正予算（第２号）……別冊 No. 2

議案第３１号　令和６年度戸田市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第１号）……別冊 No. 2

議案第３２号　令和６年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算
（第４号）……別冊 No. 2

議案第３３号　令和７年度戸田市一般会計予算……別冊 No. 3

議案第３４号　令和７年度戸田市国民健康保険特別会計予算……別冊 No. 4

議案第３５号　令和７年度戸田市市民医療センター特別会計予算……別冊 No. 4

議案第３６号　令和７年度戸田市交通災害共済事業特別会計予算……別冊 No. 4

議案第３７号　令和７年度戸田市海外留学奨学事業特別会計予算……別冊 No. 4

議案第３８号　令和７年度戸田市火災共済事業特別会計予算……別冊 No. 4

議案第３９号　令和７年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
予算……別冊 No. 4

議案第４０号　令和７年度戸田市介護保険特別会計予算……別冊 No. 4

議案第４１号　令和７年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
予算……別冊 No. 4

議案第４２号　令和７年度戸田市後期高齢者医療特別会計予算……別冊 No. 4

議案第４３号　令和７年度戸田市在宅介護支援事業特別会計予算……別冊 No. 4

議案第４４号　令和７年度戸田市水道事業会計予算……別冊 No. 6

議案第４５号　令和７年度戸田市下水道事業会計予算……別冊 No. 6

議案第２号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（戸田市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第１条　戸田市行政不服審査法施行条例（平成２８年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第２条　戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

附則第３条第６項から第８項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第３条　戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和４年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正）

第４条　戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（令和４年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第９条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第５条　職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１７条の３第３号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第４号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第１７条の４第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第６条　職員の分限に関する条例（昭和２６年条例第６２号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（戸田市宅地開発事業等指導条例の一部改正）

第７条　戸田市宅地開発事業等指導条例（平成２８年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２５条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（戸田市消防団条例の一部改正）

第８条　戸田市消防団条例（昭和３８年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（戸田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第９条　戸田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（戸田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第１０条　戸田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第２条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第３条　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前

の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第４条　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第５条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第１７条の４第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第３号

戸田市公文書管理条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　行政文書の管理（第４条―第１４条）
第３章　歴史公文書の保存、利用等（第１５条―第３０条）
第４章　公文書館（第３１条―第３６条）
第５章　雑則（第３７条―第４３条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、地方自治の本旨の実現に資する市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項並びに戸田市公文書館の設置及び管理に関する事項を定めることにより、行政文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって市政の適正かつ効率的な運営に資するとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされ、市の政策立案能力の向上、市民生活の向上及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　実施機関　市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長並びに議会をいう。

(2)　行政文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理し、保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの

イ　歴史公文書

ウ　市の図書館、郷土博物館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3)　歴史公文書　次に掲げる文書をいう。

ア　第１２条第４項の規定により、市長が第３１条に規定する戸田市公文書館（以下「公文書館」という。）で引き続き保存する文書

イ　第１２条第４項の規定により、市長を除く実施機関（以下「他の実施機関」という。）が、市長に移管し、市長が公文書館で保存する文書

ウ　法人その他の団体（実施機関を除く。以下「法人等」という。）又は個人から市長に対し寄贈又は寄託の申出があった文書であって、市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上で重要な資料となると市長が認め、寄贈又は寄託を受け、市長が公文書館で保存する文書

(4)　公文書　行政文書及び歴史公文書をいう。

（他の法令等との関係）

第３条　公文書の管理については、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第２章　行政文書の管理

（行政文書の管理の原則）

第４条　実施機関の職員は、この条例の目的を十分認識し、行政文書の作成又は取得、整理、保存等を適切に行わなければならない。

（行政文書の作成）

第５条　実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付けし、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、行政文書を作成しなければならない。

（行政文書の整理）

第６条　実施機関は、当該実施機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書については、紙又は電磁的記録等の記録媒体の種類にかかわらず、その関連性が分かるよう、名称を付して系統的に分

類しなければならない。

（保存期間の設定）

第７条　実施機関は、前条の分類に基づき、行政文書の保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

２　行政文書の保存期間は、法令等に別に定めがあるもののほか、３０年を最長とし、実施機関の規則等で別に基準を定めるものとする。

３　実施機関は、職務の遂行上必要があるときは、その必要な限度において、前２項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。

（保存期間が満了したときの措置）

第８条　市長は、行政文書について、前条第１項に基づき設定した保存期間（同条第３項の規定により延長された場合にあっては、延長後の保存期間を含む。以下「保存期間」という。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置（以下「満了時の措置」という。）として、次条第１項に規定する歴史公文書を選別するための基準（以下「選別基準」という。）に該当するものにあっては公文書館で引き続き保存する措置を、それ以外のものにあっては廃棄する措置を採るべきことを、その理由を付して定めなければならない。

２　市長は、前項の規定により満了時の措置を定めようとするときは、あらかじめ戸田市情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会条例（令和４年条例第３０号）第１条の規定により置く戸田市情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、市長が第３４条第１項の規定により置く公文書館の館長（以下「公文書館長」という。）及び同条第２項の規定により置く公文書館の専門職員（以下「専門職員」という。）に、選別基準に基づき満了時の措置の定めを確認させた１年以下の保存期間を設定した行政文書その他審議会が認める行政文書については、この限りでない。

３　他の実施機関は、行政文書について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、満了時の措置として、選別基準に該当するものにあっては市長に移管する措置を、それ以外のものにあっては廃棄する措置を採るべきことを、その理由を付して定めなければならない。

４　他の実施機関は、前項の規定により満了時の措置を定めようとするときは、

あらかじめ市長に協議しなければならない。

５　市長は、前項の規定による協議があったときは、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、１年以下の保存期間を設定した行政文書その他審議会が認める行政文書については、第２項ただし書の規定を準用する。

（歴史公文書の選別基準）

第９条　市長は、全ての行政文書及び法人等又は個人から市長に対し寄贈又は寄託の申出があった文書のうち、歴史公文書を選別するための基準を定めなければならない。

２　市長は、選別基準を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（行政文書の保存）

第１０条　実施機関は、行政文書について、当該行政文書の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

２　実施機関は、行政文書の保存に当たっては、集中管理の推進に努めなければならない。

３　市長は、第１項の規定による保存及び前項の規定による集中管理の推進に資するため、他の実施機関の行政文書を保存することができる。

（行政文書の目録の作成及び公表）

第１１条　実施機関は、行政文書の適正な管理を行うため、実施機関の規則等で定めるところにより、第６条の規定により分類された行政文書の目録を作成し、インターネットの利用その他の方法により、一般の閲覧に供するものとする。ただし、１年以下の保存期間が設定されたものについては、この限りでない。

（保存期間が満了した行政文書の取扱い）

第１２条　市長は、行政文書の保存期間が満了しようとするときは、当該行政文書に係る第８条第１項で定めた満了時の措置について、選別基準に基づき必要と認めるときは、その理由を付して、当該措置を変更しなければならない。

２　他の実施機関は、行政文書の保存期間が満了しようとするときは、当該行政文書に係る第８条第３項で定めた満了時の措置について、あらかじめ市長

と協議し、選別基準に基づき必要と認めるときは、その理由を付して、当該措置を変更しなければならない。ただし、１年以下の保存期間を設定した行政文書については、この限りでない。

３　市長は、第１項の変更及び前項の協議に際し、必要と認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。ただし、変更後の満了時の措置として、廃棄する措置を採るべきことを定めようとするときは、市長はその理由を付して、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

４　実施機関は、行政文書の保存期間が満了したときは、当該行政文書に係る第８条第１項又は第３項で定めた満了時の措置（第１項又は第２項の規定により変更した場合は、変更後の措置）に基づき、市長にあっては公文書館で引き続き保存し、又は廃棄し、他の実施機関にあっては市長に移管し、又は廃棄しなければならない。この場合において、市長は、当該移管された文書を公文書館で保存しなければならない。

（管理状況の報告等）

第１３条　他の実施機関は、行政文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

２　市長は、毎年度、実施機関における行政文書の管理の状況を取りまとめ、その概要をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（行政文書の管理体制の整備）

第１４条　実施機関は、実施機関の規則等で定めるところにより、行政文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。

第３章　歴史公文書の保存、利用等

（歴史公文書の保存等）

第１５条　市長は、歴史公文書について、第２９条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

２　市長は、公文書館で保存する歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

３　市長は、歴史公文書に個人に関する情報が記録されている場合には、当該情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

４　市長は、規則等で定めるところにより、歴史公文書の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を、公文書館での保存の開始からできる限り早い時期に作成しなければならない。

５　市長は、前項の目録のうち、利用に供するために必要な事項を記載した目録（以下「目録」という。）をインターネットの利用その他の方法により速やかに公表するものとする。

（歴史公文書の利用請求）

第１６条　次の各号のいずれかに該当するものは、目録の記載に従い、市長に対し、歴史公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）をすることができる。

(1)　市内に住所を有する者

(2)　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人等

(3)　市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

(4)　市内に所在する学校に在学する者

(5)　前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

２　利用請求をしようとするもの（以下「利用請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した規則で定める書面（以下「利用請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1)　利用請求者の氏名及び住所（法人等にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2)　目録に記載された名称

(3)　その他市長が定める事項

３　市長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

４　市長は、第１項及び第２項の規定にかかわらず、利用請求に係る歴史公文書に、公表を目的として作成し、又は取得した情報その他明らかに利用することができる情報が記録されている場合であって、市長が利用請求書の提出を要しないと認めたときは、市長が別に定める簡便な方法により、歴史公文書を利用させることができる。

（歴史公文書の利用請求の取扱い）

第１７条　市長は、利用請求があったときは、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に応じなければならない。

(1)　当該利用請求に係る歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

ア　戸田市情報公開条例（平成１１年条例第２号。以下「情報公開条例」という。）第８条第１号に掲げる情報

イ　情報公開条例第８条第２号に掲げる情報

ウ　情報公開条例第８条第３号に掲げる情報

エ　情報公開条例第８条第４号に掲げる情報

オ　情報公開条例第８条第６号ア及びオに掲げる情報

(2)　当該利用請求に係る歴史公文書がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(3)　当該利用請求に係る歴史公文書の原本を利用に供することにより、当該原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合又は第２８条の規定等により当該原本が現に使用されている場合

２　市長は、利用請求に係る歴史公文書が前項第１号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該歴史公文書が作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該歴史公文書を移管した他の実施機関に意見を聴くことができる。

３　市長は、利用請求に係る歴史公文書の一部に第１項第１号に掲げる情報又は同項第２号に規定する条件に係る情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該利用請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該情報が記録されている部分以外の部分を利用させなければならない。

（利用請求に対する決定等）

第１８条　市長は、利用請求があった場合は、当該利用請求があった日から３０日以内に、当該利用請求に対する利用させる旨の決定又は利用させない旨の決定（以下「利用決定等」という。）を行い、速やかに、当該利用請求者に対し、当該決定の内容及び利用させることに関し必要な事項を書面により通知しなければならない。ただし、第１６条第３項の規定により補正を求めた場

合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　市長は、前項に規定する期間内に利用決定等をすることができない相当の理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、速やかに、当該延長後の期間及びその理由を、利用請求者に対し、書面により通知しなければならない。

３　市長が、第１項に規定する期間（前項の規定によりこの期間が延長された場合にあっては、その延長後の期間）内に利用決定等をしないときは、利用請求者は、その請求に係る歴史公文書の利用をさせない旨の決定があったものとみなすことができる。

４　利用請求に係る歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日から６０日以内にその全てについて利用決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前３項の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの歴史公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、第１項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)　この項を適用する旨及びその理由

(2)　残りの歴史公文書について利用決定等をする期限

（本人情報の取扱い）

第１９条　市長は、第１７条第１項第１号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている歴史公文書について利用請求があった場合において、市長が規則等で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該歴史公文書につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第２０条　市長は、利用請求に係る歴史公文書に市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。)、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び利用請求者以外のもの

（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、利用の決定に先立ち当該利用請求に係る歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

２　市長は、第三者に関する情報が記録されている歴史公文書を利用させようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第８条第２号イ又は同号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、利用の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る歴史公文書の名称その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

３　市長は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、当該歴史公文書を利用させることに反対の意見又は意思を表示した意見書を提出した場合において、利用させる旨の決定をするときは、利用させる旨の決定と利用させる日との間に少なくとも１４日の期間を置かなければならない。この場合において、市長は、利用させる旨の決定後直ちに、当該意見書（第２５条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（歴史公文書の利用の方法）

第２１条　市長が歴史公文書を利用させる場合には、閲覧の方法により行う。ただし、当該歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

２　前項の規定にかかわらず、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

３　前２項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認める場合には、歴史公文書を写しの交付その他規則で定める方法により利用させることができる。

（歴史公文書の利用の手数料等）

第２２条　この条例の規定に基づく歴史公文書の利用に係る手数料は、無料とする。ただし、写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして規則で定める方法をいう。）により利用させる場合、これらの作成又は送付

に要する実費については、利用請求者の負担とする。

（歴史公文書の任意的な利用）

第２３条　市長は、第１６条第１項に規定する歴史公文書の利用請求ができるもの以外のものから歴史公文書の利用の申出があった場合においても、当該歴史公文書を利用させるよう努めるものとする。

２　前条の規定は、前項の規定による歴史公文書の利用について準用する。

（審査請求）

第２４条　利用請求に対する利用決定等又は利用請求に係る不作為に不服のある者は、市長に対し、審査請求をすることができる。

２　利用請求に対する利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第９条第１項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第２５条　市長は、前条第１項の審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、戸田市公文書公開等審査会条例（令和４年条例第２９号）第２条の規定により置く戸田市公文書公開等審査会に諮問しなければならない。

(1)　審査請求が不適法であり、却下する場合

(2)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る歴史公文書の全部を利用させることとする場合（当該歴史公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

２　前項の規定による諮問は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第２９条第２項の弁明書その他当該審査請求に係る関係資料の写しを添えてしなければならない。

３　市長は、第１項の規定により諮問した場合は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)　審査請求人及び参加人（法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2)　利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3)　当該審査請求に係る歴史公文書の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第２６条　第２０条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1)　利用の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2)　審査請求に係る利用決定等(利用請求に係る歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る歴史公文書を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該歴史公文書を利用させることに反対の意見又は意思を表示している場合に限る。）

（利用の促進）

第２７条　市長は、歴史公文書（第１７条の規定により利用させることができるものに限る。以下この条並びに次条第２号及び第３号において同じ。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

２　他の実施機関は、歴史公文書について、展示その他の方法により一般の利用に供することができる。

（実施機関等による利用の特例）

第２８条　市長は、次に掲げる場合は、市長が別に定めるところにより、実施機関等に歴史公文書を利用させることができる。

(1)　当該歴史公文書を移管した他の実施機関が所掌事務又は業務を遂行するために必要である場合

(2)　実施機関が前条で規定する利用の促進を目的として歴史公文書を利用する場合

(3)　実施機関以外のものが歴史公文書を展示その他の方法により利用する場合にあって、当該利用の目的及び方法が、当該歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがなく、利用の促進に資すると市長が認める場合

（歴史公文書の廃棄）

第２９条　市長は、歴史公文書として保存している文書が重要でなくなったと認める場合には、当該歴史公文書を廃棄することができる。

２　市長は、前項の規定により歴史公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

３　市長は、第１項の規定により歴史公文書を廃棄した場合、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（保存及び利用の状況の公表）

第３０条　市長は、毎年度、歴史公文書の保存及び利用の状況について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第４章　公文書館

（設置）

第３１条　歴史公文書を適切に保存し、及び市民等の利用に供するため、公文書館法（昭和６２年法律第１１５号）第５条第１項の規定に基づき、戸田市公文書館を設置する。

（名称及び位置）

第３２条　公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　戸田市公文書館

位置　戸田市上戸田一丁目１８番１号

（業務）

第３３条　公文書館は、概ね次に掲げる業務を行う。

(1)　行政文書の保存及び集中管理に関すること。

(2)　行政文書の保存期間及び満了時の措置に関すること。

(3)　歴史公文書の移管及び収集に関すること。

(4)　歴史公文書を整理し、保存すること。

(5)　歴史公文書を一般の利用に供すること。

(6)　公文書に関する調査研究及び研修に関すること。

(7)　その他公文書館設置の目的を達成するために必要なこと。

（職員）

第３４条　公文書館に、館長を置く。

２　公文書館に、専門職員その他必要な職員を置くことができる。

（損害賠償）

第３５条　歴史公文書その他の公文書館資料、設備、器具等を破損、汚損又は紛失した者は、相当の代価をもって賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（委任）

第３６条　その他公文書館の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

第５章　雑則

（審議会への諮問）

第３７条　市長は、軽微な事案を除き、次に掲げるもののほか、公文書管理制

度の適正かつ円滑な運営を図るため、その重要な事項について、審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

(1)　この条例の改廃に関する事項

(2)　この条例に基づく規則等の制定又は改廃に関する事項

(3)　選別基準の制定又は改廃に関する事項

(4)　満了時の措置の定め及びその変更に関する事項

(5)　歴史公文書の廃棄に関する事項

２　他の実施機関は、前項第２号の事項に該当するときは、審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

（出資法人等の文書の管理）

第３８条　市長は、市が出資している法人（以下「出資法人」という。）及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（出資法人を除く。以下この条において「指定管理者」という。）に対し、この条例の趣旨に基づき市長の文書の管理に準じた措置を講ずるよう協力要請するものとする。

２　出資法人及び指定管理者は、この条例の趣旨に基づき前項に定める必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　市長は、出資法人又は指定管理者が前項に規定する措置を講ずるに当たり、当該出資法人又は指定管理者の求めに応じ、指導し、又は助言することができる。

（市長の調整）

第３９条　市長は、この条例の目的を達成する範囲内において必要があると認めるときは、行政文書の管理について、他の実施機関に対し、報告を求め、又は助言することができる。

２　市長は、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書の管理について、公文書館長又は専門職員に実地調査をさせることができる。

（電子化の推進）

第４０条　実施機関は、適正な行政文書の管理、事務事業の効率化、市の政策立案能力の向上等に資するため、行政文書の電子化の推進に努めなければならない。

（研修）

第４１条　実施機関は、職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修を行うものとする。

２　市長は、実施機関の職員が前項の規定により行う研修を受けることができるよう努めるものとする。

（組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置）

第４２条　実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する公文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第４３条　この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　第６条から第１２条までの規定は、施行日以後に作成し、又は取得した行政文書及び施行日以後に事案の処理が完了（以下「完結」という。）する行政文書について適用し、施行日前に作成し、又は取得した行政文書であって、令和６年度末までに完結した行政文書（以下「施行日前行政文書」という。）の管理については、次項から第８項までに定めるものを除き、なお従前の例による。

３　施行日前行政文書であって、施行日の前日において、現に保存する期間を定めているものに係る保存期間は、次の各号に掲げる施行日前行政文書の区分に応じ、当該各号に定める期間を保存期間とみなす。

(1)　保存する期間が永年に設定されている施行日前行政文書　当該施行日前行政文書が完結した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して３０年間（次号に該当する文書を除く。）

(2)　前号の規定により施行日前に保存期間が満了することとなる施行日前行政文書　当該文書の保存を開始した日から令和１２年３月３１日まで

(3)　前２号に掲げる施行日前行政文書以外の施行日前行政文書　当該現に設定されている期間

４　市長は、前項の規定により保存期間が満了する施行日前行政文書について、あらかじめ満了時の措置を定め、選別基準に基づき、歴史公文書に該当するものにあっては公文書館で引き続き保存し、それ以外のものにあっては廃棄しなければならない。

５　市長は、前項の規定により満了時の措置を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、市長が公文書館長及び専門職員に、満了時の措置の定めを選別基準に基づき確認させた１０年以下の保存期間となる行政文書その他審議会が認める行政文書については、この限りでない。

６　他の実施機関は、第３項の規定により保存期間が満了する施行日前行政文書について、あらかじめ市長と協議して満了時の措置を定め、選別基準に基づき、歴史公文書に該当するものにあっては市長に移管し、それ以外のものにあっては廃棄しなければならない。

７　市長は、前項の規定による協議があったときは、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、１０年以下の保存期間となる行政文書その他審議会が認める行政文書については、第５項ただし書の規定を準用する。

８　実施機関が保有する施行日前行政文書の保存期間が満了したときは、第１２条第４項の例により、公文書館での保存等を行うものとする。

９　その他施行日前行政文書に関し必要な事項は、実施機関が規則等で定める。

１０　教育委員会は、規則で定めるところにより、この条例の施行の際現に歴史的価値を有すると認められ、郷土博物館で保存している文書を市長に移管するものとする。

１１　市長は、前項の規定により移管された文書について、必要な整理期間を定め、歴史公文書に該当するものにあっては公文書館で引き続き保存し、それ以外のものにあっては廃棄するものとする。

１２　市長は、前項の規定により、文書を廃棄するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

１３　第１１項の規定により市長が引き続き保存する文書は、歴史公文書とみなす。ただし、市長は、当該歴史公文書について、第１５条第４項に規定する目録の作成には、必要な整理期間を別に定めるものとする。

１４　第１３条第１項の規定は、施行日後の管理状況を当該年度の翌年度に報告するものとする。

１５　第１３条第２項及び第３０条の規定は、施行日後の管理状況の概要並びに保存及び利用の状況について、当該年度の翌年度に公表するものとする。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第４号

戸田市職員の修学部分休業に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２６条の２第１項、第３項及び第４項の規定に基づき、職員の修学部分休業（同条第１項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（修学部分休業の承認）

第２条　任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、修学部分休業をすることを承認することができる。

２　前項の規定による承認は、当該職員の１週間当たりの通常の勤務時間の２分の１を超えない範囲内で、当該職員の修学のため必要とされる時間について、５分を単位として行うものとする。

（教育施設）

第３条　地方公務員法（以下「法」という。）第２６条の２第１項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第８３条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第９１条に規定する専攻科、同法第９７条に規定する大学院及び同法第１０８条に規定する短期大学を含む。）

(2)　学校教育法第１１５条に規定する高等専門学校

(3)　学校教育法第１２４条に規定する専修学校

(4)　学校教育法第１３４条第１項に規定する各種学校

(5)　前各号に掲げるもののほか、職員の公務に関する能力の向上に資すると任命権者が認める教育施設

（修学部分休業の期間）

第４条　法第２６条の２第１項の条例で定める期間は、２年を超えない範囲で任命権者が必要と認める期間とする。

（修学部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第５条　職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２８号）第１２条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並びに管

理職手当、給料に対する地域手当及び月額をもって支給する特殊勤務手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから１日当たりの勤務時間に１６を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

（修学部分休業の承認の取消し）

第６条　任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

(1)　修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

(2)　正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

(3)　修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していることその他の事情により、当該職員の申請に係る修学に支障が生じているとき。

(4)　当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たとき。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、修学部分休業に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５号

戸田市文化芸術推進条例

市は、豊かな荒川の流れとうるわしい武蔵野の大地を故郷とする緑豊かなまちです。古くから、戸田の渡しとして知られる戸田渡船場を中心とした物流の拠点として発展し、その長い歴史と風土の中で、多様な文化芸術を育んできました。なかでも、文化芸術の持つ創造性や人と人とをつなぐ力は、私たちの暮らしを彩り、生きる活力となってきました。

こうして、今日まで発展してきた市の文化芸術を継承し、更に発展させ、また、新たに創造していくことは、私たちの生活や子どもたちの成長にとってなくてはならないものです。

ここに、市における文化芸術に関する施策の基本理念を定め、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、心豊かな市民生活と魅力ある地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、文化芸術基本法（平成１３年法律第１４８号）の趣旨を踏まえ、文化芸術活動の促進を旨とした文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び文化芸術団体の役割を明らかにし、相互の連携の強化を図るとともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活と魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　市民　次に掲げるものをいう。

ア　市内に住所を有する者

イ　市内に通勤し、又は通学する者

ウ　市内で事業を営む者

エ　町会・自治会その他の地域における公共的活動を行う団体

オ　市内で奉仕活動その他の社会貢献活動を行う個人又は団体

(2)　文化芸術　次に掲げる芸術等であって、鑑賞の対象となりうる表現や技芸をいう。

ア　文化芸術基本法（以下「法」という。）第８条に規定する芸術

イ　法第９条に規定するメディア芸術

ウ　法第１０条に規定する伝統芸能

エ　法第１１条に規定する芸能

オ　法第１２条に規定する生活文化及び国民娯楽

(3)　文化芸術活動　文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することをいう。

(4)　文化芸術団体　市内において文化芸術活動を行っている団体及び市の文化芸術に関係する団体をいう。

（基本理念）

第３条　文化芸術に関する施策（以下「施策」という。）の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1)　文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の自主性が十分に尊重されること。

(2)　文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されること。

(3)　全ての市民が、その年齢、性別、障害の有無等にかかわらず等しく、文化芸術活動に取り組むことができる環境の整備が図られること。

(4)　多様な文化芸術の保護及び発展が図られること。

(5)　文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の相互の連携が図られること。

(6)　市民及び文化芸術団体の意見が施策に反映されるよう十分配慮されること。

(7)　文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくりにおける各分野の施策との積極的な連携が図られること。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

２　市は、施策の実施に当たっては、市民及び文化芸術団体の協力を求め、又は市民及び文化芸術団体の人材、情報その他の資源を活用するよう努めるものとする。

３　市は、施策を推進するため、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
４　市は、施策を推進するため、文化芸術活動に係る環境の整備に努めるものとする。
５　市は、施策を推進するため、文化芸術活動に係る周知が図られるよう努めるものとする。
６　市は、市が行う他の施策の推進においても、文化芸術活動の促進を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、地域社会の一員として、文化芸術の果たす役割と自らがその担い手であることを意識するとともに、相互の文化芸術を尊重しつつ、その推進に寄与するよう努めるものとする。

（文化芸術団体の役割）

第６条　文化芸術団体は、自身の活動の充実を図るとともに、市民の文化芸術活動を主体的に支援することにより、その推進に寄与するよう努めるものとする。

（文化芸術推進基本計画）

第７条　市は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の推進に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を策定するものとする。
２　市は、文化芸術推進基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（審議会）

第８条　この条例に基づく施策の適正かつ円滑な運営を推進するため、法第３７条の規定に基づき、戸田市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。
(1)　文化芸術推進基本計画の策定、変更及び進行管理に関すること。
(2)　前号に掲げるもののほか、施策の推進に関し必要な事項
３　審議会は、委員１０人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
(1)　学識経験を有する者

(2)　専門知識を有する者

(3)　文化芸術団体を代表する者

(4)　公募による市民（個人に限る。）

(5)　市職員

(6)　その他市長が必要と認める者

４　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　前各項で定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（文化芸術活動を担う人材の育成、活用等）

第９条　市は、文化芸術活動を担う人材を育成し、活用するとともに、その活躍の場を広げるための環境の整備に取り組むものとする。

（文化芸術活動の充実）

第１０条　市は、市民が文化芸術に親しめる機会の充実を図るため、市民及び文化芸術団体の自主的な活動の支援に努めるとともに、参加しやすい環境を整備するものとする。

（文化芸術によるまちづくりの推進）

第１１条　市は、教育、子育て、健康、福祉、産業、観光、環境等の分野において、文化芸術を活用することで、課題の解決及び地域の活性化を図り、魅力あるまちづくりの推進に取り組むものとする。

（文化芸術を通じた出会い及び交流の創出）

第１２条　市は、文化芸術の発展及び創造を促進するため、世代、地域及び分野を超えた文化芸術を通じた出会い並びに交流の創出に取り組むものとする。

（文化的資産の継承及び活用）

第１３条　市は、先人たちの営みによって創造され、保存されてきた有形及び無形の文化財、景観等の文化的資産を次世代に継承するとともに、それらの魅力及び価値を高めるための活用に取り組むものとする。

（委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第６号

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７号

戸田市情報公開条例等の一部を改正する条例

（戸田市情報公開条例の一部改正）

第１条　戸田市情報公開条例（平成１１年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「、図画」を「（図画」に改め、「同じ。）」の次に「を含む。）」を加え、同号ア中「販売する」を「販売し、又は頒布する」に改め、同号イ中「市において管理され、かつ」を「市の図書館、郷土博物館その他の施設において」に、「公開され、又は公開することが予定」を「特別の管理が」に改め、同号に次のように加える。

ウ　戸田市公文書管理条例（令和７年条例第　号）第２条第３号に規定する歴史公文書

第４条中「即し」の次に「、公開請求をする権利を濫用せず」を加える。

第８条第１号中「文書、図画若しくは電磁的記録」を「行政文書」に改める。

第１２条第２項中「文書」を「書面」に改める。

第１６条第１項中「又は」の次に「公開請求に係る実施機関の」を加える。

第１７条第１項中「戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例」を「戸田市公文書公開等審査会条例」に、「戸田市情報公開・個人情報保護審査会」を「戸田市公文書公開等審査会」に改める。

第１９条中「戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例」を「戸田市情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会条例」に、「戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会」を「戸田市情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会」に改める。

（戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第２条　戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和４年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戸田市公文書公開等審査会条例

第１条中「戸田市情報公開・個人情報保護審査会」を「戸田市公文書公開等審査会」に改める。

第２条に次の１号を加える。

(4)　戸田市公文書管理条例（令和７年条例第　号。以下「公文書管理条例」という。）第２５条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

第３条中「５人」を「６人」に改める。

第４条第１項中「及び個人情報保護制度」を「、個人情報保護制度及び歴史公文書の利用制度」に改める。

第５条第１項中「いう。）」の次に「又は公文書管理条例第２条第３号に規定する歴史公文書（以下「歴史公文書」という。）」を加え、「又は保有個人情報の開示」を「、保有個人情報の開示又は歴史公文書の利用」に改め、同条第３項中「行政文書」の次に「又は歴史公文書」を加える。

（戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正）

第３条　戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（令和４年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戸田市情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会条例

第１条中「並びに」を「、」に改め、「個人情報保護制度」の次に「並びに戸田市公文書管理条例（令和７年条例第　号。以下「公文書管理条例」という。）に基づく公文書管理制度」を加え、「戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会」を「戸田市情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会」に改める。

第２条第１項に次の１号を加える。

(4)　公文書管理条例第３７条の規定による諮問に応じ、公文書管理制度の運営その他重要な事項について調査審議すること。

第２条に次の１項を加える。

４　第１項に定めるもののほか、審議会は、独自に公文書管理制度の運営その他重要な事項について調査審議し、又は意見を建議する。

第３条中「５人」を「６人」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に第２条の規定による改正前の戸田市情報公開・

個人情報保護審査会条例（以下「旧審査会条例」という。）第１条に規定する戸田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされている諮問は、第２条の規定による改正後の戸田市公文書公開等審査会条例（以下「新審査会条例」という。）第１条に規定する戸田市公文書公開等審査会（以下「新審査会」という。）にされているものとみなす。

３　この条例の施行の際、現に第３条の規定による改正前の戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（以下「旧審議会条例」という。）第１条に規定する戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「旧審議会」という。）にされている諮問は、第３条の規定による改正後の戸田市情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会条例（以下「新審議会条例」という。）第１条に規定する戸田市情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会（以下「新審議会」という。）にされているものとみなす。

４　この条例の施行の際、現に旧審査会条例第４条第１項の規定により委嘱された旧審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、新審査会条例第４条第１項の規定により、新審査会の委員として委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、同日における旧審査会条例第４条第２項の規定による旧審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

５　この条例の施行の際、現に旧審議会条例第４条第１項の規定により委嘱された旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、新審議会条例第４条第１項の規定により、新審議会の委員として委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第４条第２項の規定による旧審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（戸田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

６　戸田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第４５条第１項中「戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例」を「戸田市公文書公開等審査会条例」に、「戸田市情報公開・個人情報保護審査会」を「戸田市公文書公開等審査会」に改める。

第５０条中「戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例」を「戸田市情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会条例」に、「戸田市情

報公開・個人情報保護運営審議会」を「戸田市情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会」に改める。

（戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

7　戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第５条中「戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例」を「戸田市情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会条例」に、「戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会」を「戸田市情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）

8　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和７年条例第　号）の一部を次のように改正する。

第３条（見出しを含む。）中「戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例」を「戸田市公文書公開等審査会条例」に改める。

第４条（見出しを含む。）中「戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例」を「戸田市情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会条例」に改める。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第８号

戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２９号中「図書館協議会委員」を「図書館運営協議会委員」に改め、同条第３５号中「情報公開・個人情報保護審査会委員」を「公文書公開等審査会委員」に改め、同条第３６号中「情報公開・個人情報保護運営審議会委員」を「情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会委員」に改め、同条第４１号中「児童福祉審議会委員」を「こども・子育て会議委員」に改め、同条中第６１号を第６２号とし、第６０号の次に次の１号を加える。

(61)　文化芸術推進審議会委員

第８条第１項ただし書中「第２条第６０号」を「第２条第６２号」に改める。

別表第１の２９の項中「図書館協議会」を「図書館運営協議会」に改め、同表の３５の項中「情報公開・個人情報保護審査会」を「公文書公開等審査会」に改め、同表の３６の項中「情報公開・個人情報保護運営審議会」を「情報公開・個人情報保護・公文書管理制度運営審議会」に改め、同表の４１の項中「児童福祉審議会」を「こども・子育て会議」に改め、同表中６１の項を６２の項とし、６０の項の次に次の１項を加える。

６１	文化芸術推進審議会	委員長	日額	１２，０００
		副委員長		１１，５００
		委員		１１，０００

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条第４１号の改正規定及び別表第１の４１の項の改正規定は、令和７年１０月１日から施行する。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第９号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第１条　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成７年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第１項中「及び次条」を「、次条及び第１５条の３」に改める。

第８条の４第２項中「３歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第４項中「第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第２項及び」に改める。

第１１条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第１５条第１項中「規則で定める者」の次に「（第１８条の２第１項において「配偶者等」という。）」を加える。

第１５条の２の次に次の１条を加える。

（子育て部分休暇）

第１５条の３　子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が６歳に達する日以後の最初の４月１日から９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育するため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　子育て部分休暇の時間は、１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　第１５条第３項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

第１７条（見出しを含む。）中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第１８条の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第１８条の２　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１８条の３　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2)　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3)　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条　職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２２条第２項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「による介護時間」の次に「又は同条例第１５条の３第１項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和４２年条例第３号)の一部を次のように改正する。

第１１条第２項中「第１０条」を「前条」に改める。

第１５条第２項中「又は介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「又は子育て部分休暇（当該現業職員（育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。）を除く。）が６歳に達する日以後の最初の４月１日から９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育するため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことをいう。）の承認」に改め、同条に次の１項を加える。

３　現業職員が修学部分休業（当該現業職員が大学等における修学のため、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受け

て勤務しない場合には、第１項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並びに管理職手当、給料に対する地域手当及び月額をもって支給する特殊勤務手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから１日当たりの勤務時間に１６を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

第１６条第１項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

（戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第４条　戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４２年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項中「又は介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「又は子育て部分休暇（当該職員（育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。）を除く。）が６歳に達する日以後の最初の４月１日から９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育するため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことをいう。）の承認」に改め、同条に次の１項を加える。

３　職員が修学部分休業（当該職員が大学等における修学のため、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第１項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並びに管理職手当、給料に対する地域手当及び月額をもって支給する特殊勤務手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから１日当たりの勤務時間に１６を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

第１６条第１項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

２　施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする第１条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第８条の４第２項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１０号

戸田市中小企業振興条例の一部を改正する条例

戸田市中小企業振興条例（平成２３年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「それぞれ」を削り、同条第１号中「定める中小企業者」を「規定する中小企業者及び同条第５項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの」に改め、同条第２号中「会社及び個人」を「事業者」に、「事業を営む」を「市内に事務所又は事業所を有する」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１１号

戸田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成２４年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第４条第６号中「第２１条第２項第１号」を「第２２条第２項第１号」に改める。

附　則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１２号

戸田市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

戸田市児童福祉審議会条例（平成１３年条例第５号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戸田市こども・子育て会議条例

第１条中「戸田市児童福祉審議会（以下「審議会」」を「戸田市こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」」に改める。

第２条中「審議会」を「こども・子育て会議」に、「子ども・子育て支援」を「こども・子育て支援」に改める。

第３条第１項中「審議会」を「こども・子育て会議」に、「１４人」を「１７人」に改める。

第３条第２項各号を次のように改める。

(1)　こども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(2)　こども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3)　地域関係団体の代表者

(4)　関係行政機関の職員

(5)　公募による市民

第４条第１項及び第２項中「審議会」を「こども・子育て会議」に改める。

第６条第１項中「審議会の会議」を「こども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）」に改め、同条第２項中「審議会の」を削り、同条第３項中「審議会」を「こども・子育て会議」に改める。

第８条第１項中「審議会の」を削り、同条第２項中「審議会」を「こども・子育て会議」に改める。

第９条及び第１０条中「審議会」を「こども・子育て会議」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

２　戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成

２６年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「戸田市児童福祉審議会条例」を「戸田市こども・子育て会議条例」に、「戸田市児童福祉審議会」を「戸田市こども・子育て会議」に改める。

（準備行為）

３　この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市こども・子育て会議条例第３条の規定による委員の委嘱に関し必要な行為を行うことができる。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１３号

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１４号

戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例

戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例（平成２７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」を「戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に改める。

第７条第１号中「第１３条第１項」を「第１３条」に、「同項」を「同条」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１５号

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例（平成１２年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表第１第１項中「に対する審査又は法第１８条第２項」を「又は法第１８条第２項の規定」に改め、「通知に対する審査」の次に「（次項及び第３項に規定する審査を除く。）」を加え、「７,０００円」を「８,０００円」に、「１４,０００円」を「２０,０００円」に、「２４,０００円」を「３４,０００円」に、

「

床面積の合計が２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	３１,０００円
床面積の合計が５００平方メートルを超えるもの	５８,０００円

」

を

「

床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの	３６,０００円

」

に改め、第２２項を第２９項とし、第５項から第２１項までを７項ずつ繰り下げ、第４項を第１０項とし、同項の次に次の１項を加える。

１１	法第７条の６第１項第１号若しくは第２号又は第１８条第３８項第１号若しくは第２号（これらの規定を法第８７条の４又は第８８条第１項若しくは第２項に	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	１件につき	１２０,０００円

	おいて準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査			

別表第１第３項中「法第１８条第２０項」を「第１８条第２０項」に、「基づく建築物に関する完了検査」の次に「（次項及び第８項に規定する完了検査を除く。）」を加え、「１４,０００円」を「１５,０００円」に、「１７,０００円」を「２４,０００円」に、「２４,０００円」を「３４,０００円」に、「

床面積の合計が２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	３５,０００円
床面積の合計が５００平方メートルを超えるもの	５９,０００円

」

を

「

床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの	３７,０００円

」

に改め、同項を同表第６項とし、同項の次に次の３項を加える。

7	法第７条第１項又は第１８条第２０項の規定に基づく建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	昇降機を含む建築物に関する完了検査手数料	１件につき	前項に定める額に、昇降機１基ごとに１７,０００円（小荷物専用昇降機については、１０,０００円）を加算した金額
8	法第７条第１項又は第１８条第２０項の規定に	要確認特定建築行為又	第６項に定める額（昇降機を含む建築物については	

	基づく建築物に関する完了検査（建築物省エネ法第１１条第１項又は第１２条第２項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）	は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料	前項に定める額）に、申請に係る特定建築行為を行おうとする１の建築物ごとに次に定める額を加算した金額 (1)　床面積の合計が３０平方メートル以内のもの　３,０００円 (2)　床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの　５,０００円 (3)　床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの　６,０００円 (4)　床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの　７,０００円	
9	法第８７条の４において準用する法第７条第１項又は第１８条第２０項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査手数料	昇降機の場合	昇降機１基ごとに１７,０００円（小荷物専用昇降機については、１０,０００円）
			昇降機以外の建築設備の場合	１の建築設備ごとに１７,０００円

別表第１第２項を第５項とし、同項の前に次の３項を加える。

2	法第６条第１項の規定に	昇降機	ア　昇降機	前項に定める額

	基づく建築物に関する確認の申請又は法第１８条第２項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（申請又は通知に係る計画に法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	を含む建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	を含む建築物を建築する場合（イからエまでに掲げる場合を除く。）	に、昇降機１基ごとに１４，０００円（小荷物専用昇降機については、５，０００円）を加算した金額
			イ　確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合	前項に定める額に、計画の変更をする昇降機１基ごとに７，０００円（小荷物専用昇降機については、４，０００円）を加算した金額
			ウ　確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合	前項に定める金額
			エ　確認を受けた昇降機のみの計画の	計画の変更をする昇降機１基ごとに７，０００円（小荷物専用

			変更をして建築物を建築する場合	昇降機については、４,０００円）
3	法第６条第１項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第１８条第２項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物省エネ法第１１条第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）又は第１２条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする１の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 (1)　建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（(2)に掲げるものを除く。） 第１項に定める額（昇降機を含む建築物については、前項に定める額）に、次に定める額を加算した金額 ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　１４,０００円 （イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　１６,０００	

			円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　２７,０００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　４３,０００円 (2)　建築物省エネ法施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物省エネ法第１１条第２項及び第１２条第３項の規定に基づくものに限る。） 第１項に定める額（昇降機を含む建築物については、前項に定める額）に、次に定める額を加算した金額 ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　７,０００円 （イ）　床面積の合計が

			２００平方メートル以上のもの　８,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１３,５００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　２１,５００円	
４	法第８７条の４において準用する法第６条第１項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は法第８７条の４において準用する法第１８条第２項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査	建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	ア　昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）	1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、５,０００円）
			イ　確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	1基ごとに7,０００円（小荷物専用昇降機については、４,０００円）
			ウ　昇降機以外の建築設備を設置する	１の建築設備ごとに１４,０００円

			場合（エに掲げる場合を除く。）	
			エ　昇降機以外の確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機以外の建築設備を設置する場合	１の建築設備ごとに７,０００円

別表第１の２の表中「建築物を移転する場合」を「建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合」に改め、「当該移転」の次に「、修繕又は模様替」を加える。

別表第２第３項手数料の金額の欄を次のように改める。

(1)　次号に掲げる手数料以外の長期優良住宅建築等計画
　１件につき、次に掲げる額を合算して得た金額

ア　別表第１第１項に定める額

イ　法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる建築物の場合　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

（ア）　昇降機を設置するもの（（イ）に掲げるものを除く。）　１基ごとに１４,０００円（小荷物専用昇降機については、５,０００円）

（イ）　法第６条第１項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの　１基ごとに７,０００円（小荷物専用昇降機については、４,０００円）

ウ　建築物省エネ法第１１条第１項ただし書（同条第２項において準用

する場合を含む。）又は第１２条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合　申請に係る特定建築行為を行おうとする１の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

（ア）　建築物省エネ法施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（(イ)に掲げるものを除く。）　別表第１第３項手数料の金額の欄第１号ア及びイに定める額

（イ）　建築物省エネ法施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物省エネ法第１１条第２項及び第１２条第３項の規定に基づくものに限る。）　別表第１第３項手数料の金額の欄第２号ア及びイに定める額

エ　第１項手数料の金額の欄第１号に定める額

オ　法第６条の３第１項又は第１８条第５項に規定する構造計算適合性判定を併せて申し出る１の建築物ごとに構造計算が法第２０条第１項第２号イ又は第３号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたもの以外のもの　１７４,６００円

カ　法第６条の３第１項又は第１８条第５項に規定する構造計算適合性判定を併せて申し出る１の建築物ごとに構造計算が法第２０条第１項第２号イ又は第３号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたもの　１２０,７００円

(2)　品確法第６条の２第３項に規定する確認書又は同条第４項に規定する住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画

１件につき、次に掲げる額を合算して得た金額

ア　別表第１第１項に定める額

イ　前号イに定める額

ウ　前号ウに定める額

エ　第１項手数料の金額の欄第２号に定める額

オ　前号オに定める額

カ　前号カに定める額

別表第２第４項手数料の金額の欄を次のように改める。

(1)　次号に掲げる手数料以外の長期優良住宅建築等計画

１件につき、次に掲げる額を合算して得た金額

ア　別表第１第１項に定める額

イ　前項手数料の金額の欄第１号イに定める額

ウ　前項手数料の金額の欄第１号ウに定める額

エ　第１項手数料の金額の欄第１号に定める額に２分の１を乗じて得た額

オ　前項手数料の金額の欄第１号オに定める額

カ　前項手数料の金額の欄第１号カに定める額

(2)　品確法第６条の２第３項に規定する確認書又は同条第４項に規定する住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画

１件につき、次に掲げる額を合算して得た金額

ア　別表第１第１項に定める額

イ　前項手数料の金額の欄第１号イに定める額

ウ　前項手数料の金額の欄第１号ウに定める額

エ　第１項手数料の金額の欄第２号に定める額に２分の１を乗じて得た額

オ　前項手数料の金額の欄第１号オに定める額

カ　前項手数料の金額の欄第１号カに定める額

別表第３第１項中「次に掲げる額」を「１の建築物ごとに次に掲げる額」に、「

(4)　(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第１号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　２６７,０００円

イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　３３４,０００円

(5)　(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第１号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１０２,０００円

イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１３０,０００円

」

を

「

(4)　(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第２号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

（ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２９,０００円

（イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　３３,０００円

イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

（ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５９,０００円

（イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１００,０００円

(5)　(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第１号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　２６７,０００円

イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　３３４,０００円

(6)　(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第１号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１０２,０００円

イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１３０,０００円

」

に改め、同表第２項中「次に掲げる額」を「１の建築物ごとに次に掲げる額」に、

「

(4)　(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第１号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１３３,５００円

イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１６７,０００円

(5)　(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０

条第１号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５１,０００円

イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　６５,０００円

」

を

「

(4)　(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第２号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

（ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　１４,５００円

（イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　１６,５００円

イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

（ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　２９,５００円

（イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　５０,０００円

(5)　(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第１号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１３３,５００円

イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１６７,０００円

(6)　(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第１号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５１,０００円

イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　６５,０００円

」

に改め、同表第３項手数料の金額の欄を次のように改める。

１件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 (1)　別表第１第１項に定める額

(2)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号イに定める額
(3)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号ウに定める額
(4)　第１項に定める額
(5)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号オに定める額
(6)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号カに定める額

別表第３第４項手数料の金額の欄を次のように改める。

１件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
(1)　別表第１第１項に定める額
(2)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号イに定める額
(3)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号ウに定める額
(4)　第２項に定める額
(5)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号オに定める額
(6)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号カに定める額

別表第４を次のように改める。

別表第４（第２条関係）

建築物省エネ法関係事務手数料

手数料の種類			手数料の金額
	事務の種類	手数料の名称	
１	建築物省エネ法第１１条第１項又は第１２条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする１の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1)　建築物省エネ法第２９条第３項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第３０条第１項の認定又は同法第３１条第１項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ア　一戸建ての住宅　５,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

			（ア）　床面積の合計（第１項、第２項及び第７項に規定する床面積の合計にあっては建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第４条第３項第２号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を、第３項及び第４項に規定する床面積の合計にあっては省令第１３条第３項第２号の規定により誘導設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を除く。）が３００平方メートル未満のもの　１１,０００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　２３,０００円 ウ　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１１,０００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１９,０００円 (2)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　４０,０００円 （イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　４４,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次

			に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア） 床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　８０,０００円 （イ） 床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１３５,０００円 (3)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア） 床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２０,０００円 （イ） 床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　２２,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア） 床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　３８,０００円 （イ） 床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　６６,０００円 (4)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア） 床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２９,０００円 （イ） 床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　３３,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

			（ア） 床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５９,０００円 （イ） 床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１００,０００円 (5)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第１号イに定める基準に適合するもの　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　２６７,０００円 イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　３３４,０００円 (6)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第１号ロに定める基準に適合するもの　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１０２,０００円 イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１３０,０００円
２	建築物省エネ法第１１条第２項又は第１２条第３項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする１の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1)　建築物省エネ法第２９条第３項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第３０条第１項の認定又は同法第３１条第１項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ア　一戸建ての住宅　２,５００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

			（ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５,５００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１１,５００円 ウ　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５,５００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　９,５００円 (2)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２０,０００円 （イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　２２,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　４０,０００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　６７,５００円 (3)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メート

			ル未満のもの　１０,０００円 （イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　１１,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１９,０００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　３３,０００円 (4)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　１４,５００円 （イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　１６,５００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　２９,５００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　５０,０００円 (5)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第１号イに定める基準に適合するもの　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１３３,５００円 イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１６７,０００円

			(6)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第１号ロに定める基準に適合するもの　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５１,０００円 イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　６５,０００円
３	建築物省エネ法第２９条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（第５項に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	１の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1)　建築物省エネ法第３０条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア　一戸建ての住宅　５,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１１,０００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　２３,０００円 ウ　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１１,０００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１９,０００円 (2)　(1)以外の場合で、省令第１０条第２号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メート

			ル未満のもの　４０,０００円 （イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　４４,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　８０,０００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１３５,０００円 (3)　(1)以外の場合で、省令第１０条第２号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２０,０００円 （イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　２２,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　３８,０００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　６６,０００円 (4)　(1)以外の場合で、省令第１０条第２号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２９,０００円 （イ）　床面積の合計が２００平方メート

			ル以上のもの　３３,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５９,０００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１００,０００円 (5)　(1)以外の場合で、省令第１０条第１号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　２６７,０００円 イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　３３４,０００円 (6)　(1)以外の場合で、省令第１０条第１号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１０２,０００円 イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１３０,０００円
４	建築物省エネ法第３１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	１の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1)　建築物省エネ法第３０条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア　一戸建ての住宅　２,５００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

	の認定の申請に対する審査（第６項に規定する審査を除く。）		（ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５,５００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１１,５００円 ウ　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５,５００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　９,５００円 (2)　(1)以外の場合で、省令第１０条第２号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２０,０００円 （イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　２２,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　４０,０００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　６７,５００円 (3)　(1)以外の場合で、省令第１０条第２号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　１０,０００円 （イ）　床面積の合計が２００平方メート

			ル以上のもの　１１,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１９,０００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　３３,０００円 (4)　(1)以外の場合で、省令第１０条第２号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　１４,５００円 （イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　１６,５００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　２９,５００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　５０,０００円 (5)　(1)以外の場合で、省令第１０条第１号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１３３,５００円 イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１６７,０００円 (6)　(1)以外の場合で、省令第１０条第１号イ

			(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５１,０００円 イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　６５,０００円
5	建築物省エネ法第２９条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(同法第３０条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。)	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	１件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 (1)　別表第１第１項に定める額 (2)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号イに定める額 (3)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号ウに定める額 (4)　第３項に定める額 (5)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号オに定める額 (6)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号カに定める額
6	建築物省エネ法第３１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	１件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 (1)　別表第１第１項に定める額 (2)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号イに定める額 (3)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号ウに定める額 (4)　第４項に定める額 (5)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号

	請に対する審査（同条第２項において準用する同法第３０条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）		オに定める額 (6)　別表第２第３項手数料の金額の欄第１号カに定める額
7	建築物省エネ法施行規則第１３条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする１の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1)　建築物省エネ法第２９条第３項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第３０条第１項の認定又は同法第３１条第１項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ア　一戸建ての住宅　２,５００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５,５００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１１,５００円 ウ　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メート

			ル未満のもの　５,５００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　９,５００円 (2)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２０,０００円 （イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　２２,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　４０,０００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　６７,５００円 (3)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　１０,０００円 （イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　１１,０００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１９,０００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メート

			ル以上のもの　３３,０００円 (4)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ア　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　１４,５００円 （イ）　床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　１６,５００円 イ　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 （ア）　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　２９,５００円 （イ）　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　５０,０００円 (5)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第１号イに定める基準に適合するもの　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１３３,５００円 イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　１６７,０００円 (6)　(1)以外の場合で、省令第１条第１項第１号ロに定める基準に適合するもの　次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 ア　床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５１,０００円 イ　床面積の合計が３００平方メートル以上のもの　６５,０００円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の戸田市建築基準法等関係事務手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１第１項（次項に掲げるものを除く。）、別表第２第３項、別表第３第３項並びに別表第４第１項及び第５項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

３　改正後の条例別表第１第１項（建築物の計画の変更に係るものに限る。）及び第６項、別表第２第４項、別表第３第４項並びに別表第４第６項の規定は、この条例の施行の日以後にその工事に着手する建築物に関する事務に係る手数料について適用し、同日前にその工事に着手した建築物に関する事務に係る手数料については、なお従前の例による。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１６号

戸田市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

戸田市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成２４年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「定める」の次に「布設工事監督者が有すべき」を加え、同条第１号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を「又は旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程」に、「２年以上水道」を「３年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第２号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「３年以上水道」を「４年以上水道等」に改め、「者」の次に「（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第３号中「又は高等専門学校」を「若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）」に、「次条第２号及び第４号」を「次号」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第８号中「したもの」を「した者」に、「水道に」を「水道等に」に改め、「するもの」の次に「（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第１０号とし、同条第７号中「第１号若しくは第２号に規定する課程及び学科目又は第３号若しくは第４号」を「第１号から第６号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第９号とし、同条第６号中「あっては１年」を「あっては２年」に、「２年以上水道」を「３年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第１号の卒業者にあっては１年以上、第２号の卒業者にあっては１年６月以上水道に関

する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第８号とし、同条第５号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第７号とし、同号の前に次の１号を加える。

(6)　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条第４号中「又は中等教育学校」を「若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第５号とし、同条第３号の次に次の１号を加える。

(4)　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条に次の１号を加える。

(11)　建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４条中「定める」の次に「水道技術管理者が有すべき」を加え、同条第１号を次のように改める。

(1)　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者にあっては３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者にあっては７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４条第２号中「及び第４号」を「又は第５号」に改め、「土木工学以外の

」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、「学校教育法」を「同法」に、「同条第４号」を「同条第５号」に、「もの」を「者」に改め、同条第４号中「及び第４号」を「及び第５号」に、「学科目」を「課程」に改め、「修めて卒業した」の次に「（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を加え、「学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者」を「専門職大学前期課程の修了者を含む」に、「同条第４号」を「同条第５号」に、「もの」を「者」に改め、同条第５号中「第２号」を「第１号若しくは第２号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の２号を加える。

(7)　技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8)　建設業法施行令第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１７号

戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項第２号中「１１４，８００人」を「１５３，８００人」に改め、同項第３号中「６２，２００立方メートル」を「７０，１３０立方メートル」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１８号

戸田市下水道条例の一部を改正する条例

戸田市下水道条例(昭和４７年条例第２１号)の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「により」の次に「、営業所ごとに」を加え、「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、埼玉県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１９号

戸田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

戸田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年条例第２０号）の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

消防団員退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	５年以上１０年未満	１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満	２５年以上３０年未満	３０年以上３５年未満	３５年以上
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の戸田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、施行日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第２０号

戸田市国民健康保険高額療養費資金貸付条例及び戸田市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　戸田市国民健康保険高額療養費資金貸付条例（昭和５６年条例第４号）

(2)　戸田市国民健康保険出産費資金貸付条例（平成１３年条例第２７号）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第２１号

令和６年度さくら川護岸整備工事請負変更契約について

令和６年度さくら川護岸整備工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　令和６年度さくら川護岸整備工事

２　場　　所　　戸田市美女木五丁目２１番地付近

３　工事内容　　さくら川の護岸整備に伴う工事

４　金　　額　　金２１３，１８０，０００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 19,380,000 円）

５　工　　期　　変更前　令和７年３月３１日まで

変更後　令和７年７月３１日まで

６　契 約 者　　戸田市美女木五丁目４番地の２

株式会社市ヶ谷組

代表取締役　市ヶ谷　昌　彦

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第２２号

損害賠償の額を定めることについて

戸田市市民医療センター特別会計における消費税及び地方消費税に係る延滞税並びに無申告加算税について、損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

１　損害賠償の額　　１,４０３,２００円

２　損害賠償の相手方　　国

３　概要

戸田市市民医療センター特別会計について、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告並びに納付が必要であることが判明し、令和元年度から令和５年度までの消費税等の申告及び納付をした結果、延滞税及び無申告加算税が発生したものである。

令和７年２月２０日

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第２３号

市道路線の認定について

下記の市道路線を認定したいため、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号	起　　点	終　　点	延長	幅員	摘　要
市道第4335号線	笹目五丁目 13 番 21 地先	笹目五丁目 13 番 28 地先	58.86m	4.30m	開発帰属

令和７年２月２０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁